- ○商品であって使用しない軽自動車等に対する課税免除の取扱要綱 (目的)
- 第1条 この要綱は、野木町税条例(昭和29年野木町条例第2号)第81条の9の規定により、同条例第80条第1項に定める種別割にかかる課税免除の対象となる軽自動車等(地方税法(昭和25年法律第226号)第442条の2第1項に規定される軽自動車等をいう。以下同じ。)の範囲及びその手続きを定めることにより、適正な事務処理を行うことを目的とする。

(課税免除対象者)

- 第2条 課税免除の対象者は種別割の賦課期日に、次の各号のすべてを満たす 者とする。
 - (1) 軽自動車等を販売することを業とする者であり、古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条第1項に定める古物営業の許可を受けていること。
 - (2) 町税の滞納がないこと。

(課税免除対象の軽自動車等)

- 第3条 課税免除の対象となる軽自動車等は種別割の賦課期日に、次の各号のすべてを満たすものとする。
 - (1) 平成30年4月2日以降に取得した軽自動車等であること。
 - (2) 商品車(販売を目的として取得した軽自動車等をいう。以下同じ。) であること。ただし、貸付を目的として取得したものは除く。
 - (3) 使用しない軽自動車等(販売を目的として野木町内の一定の場所に置かれた軽自動車等をいう。)であること。ただし、試乗車、回送車及び代用車として使用する場合には、課税免除の対象から除く。
 - (4) 軽自動車税申告書の「所有形態欄」の区分が商品車であること。
 - (5) 賦課期日現在において軽自動車等の登録上の所有者及び使用者が、課税免除の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)と同一であること。

(課税免除の認定申請等)

- 第4条 申請者は、賦課期日後10日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに町長に対して、次の各号に掲げる事項を記載した申請書(別記様式)を提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (2) 軽自動車等の車種、標識番号、車台番号、定置場及び申請時時点の走 行距離計表示値
- 2 申請者は前項の申請書(別記様式)を提出する際、古物商許可証の写し及 び商品車の展示状態並びに申請時時点の走行距離計表示値がわかる写真を添

付しなければならない。ただし、課税免除の認定を受けた者の古物商許可証 の写しについては前年度と許可内容に変更がない場合に限り提出しなくても よい。

(経過措置)

- 第5条 平成31年度の軽自動車税は第3条第1号の規定にかかわらず、平成30年4月1日以前に取得した軽自動車等も課税免除の対象とする。
- 2 前項の規定に該当し、平成31年度の軽自動車税の課税免除を受けた軽自動車等は、令和2年度以降においても種別割の課税免除の対象とする。ただし、継続して課税免除を受けているものに限る。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別記様式(第4条関係)

年 月 日

軽自動車税課税免除申請書 (商品車)

野木町長	様	(納税義務者)	住所(所在地)			
			氏名(名称)			<u>@</u>
			電話番号	()	
			古物営業許可番号			

下記の車両は、野木町税条例第81条の9に規定する「商品であって使用しない軽自動車等」に該当しますので、課税免除の申請をします。

車種	標識番号	車両番号	定置場	走行距離計表示値 (上段:現年度数値) 下段:前年度数値	所有の 有 無	継続の 有無
				km	有・無	有・無
				km		
				km	有・無	有・無
				km		
				km	有・無	有・無
				km		
				km	有・無	有・無
				km		
				km	有・無	有・無
				km	H 7	
【備考】						

貸付を目的として取得したもの、試乗車、回送車及び代用車として使用する場合は課税免除の対象から除かれます。